



厚生労働省
長野労働局発表（2-71）
令和3年1月15日

担 当	職業安定部	職業対策課
	課長	下平 和人
	課長補佐	丸山 実
	障害者雇用担当官	山口 昌利
	電話 026(226)0866	内線 2364

令和2年 長野県内の民間企業における 「障害者雇用状況」の集計結果

（令和2年6月1日現在）

**実雇用率は、精神障害者の雇用が進み、2.25%で過去最高
となるも、約4割の企業で法定雇用率未達成**

長野労働局（局長 なかはら まさひろ 中原 正裕）では、長野県内における令和2年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業（法定雇用率 2.2%）】

- ① 対象企業（45.5人以上規模）数は1,715社で、前年比0.8%（14社）増加
- ② 雇用障害者数は7,068.5人で、前年比4.4%（299.5人）増加し、過去最高を更新
- ③ 実雇用率は2.25%となり、前年比0.08ポイント上昇し、過去最高を更新
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は58.8%（1,009社）で、前年比0.7ポイント上昇

【今後の方針】

民間企業における障害者数が過去最高を更新したことで実雇用率も過去最高となり、長野県内の障害者雇用は着実に進展している。

しかしながら、対象企業数の4割を超える企業が法定雇用率未達成となっている。

また、先般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等が改正され、令和3年3月1日から法定雇用率が0.1%引き上げられることとなり、障害者の雇用機会をより一層確保していくことが社会的にも求められていることから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率達成指導を継続して実施するなど、障害者の雇用促進に向けた取組みを強力に推進することとしている。

障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

令和2年6月1日現在

○ 概況 (第1表)

2.2%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(45.5人以上規模)1,715社(前年1,701社)において雇用されている障害者の数(カウント数)は7,068.5人で、前年より4.4%(299.5人)増加し、過去最高となった。

実雇用率は、精神障害者の雇用が進んだことから、過去最高の2.25%(全国26位。前年は2.17%で全国28位)で全国平均2.15%を上回り、3年ぶりに法定雇用率を上回った。

法定雇用率達成企業の割合は58.8%(1,009社)で、前年を0.7ポイント上回った(全国18位。前年は58.1%で全国15位)(P14参照)。

○ 企業規模別状況 (第2表)

雇用障害者数は、全ての規模企業で前年より増加した。

45.5~300人未満規模企業では、3,511.5人となり、雇用障害者数全体の49.7%を占めている。

実雇用率は、全ての規模企業において前年を上回ったが、民間企業全体の実雇用率2.25%と比較すると、300人~500人未満及び500~1000人未満規模企業で下回っている。

雇用率達成企業の割合は、1000人以上規模企業で2.8ポイント低下した以外は前年を上回っている。

○ 産業別状況 (第3表)

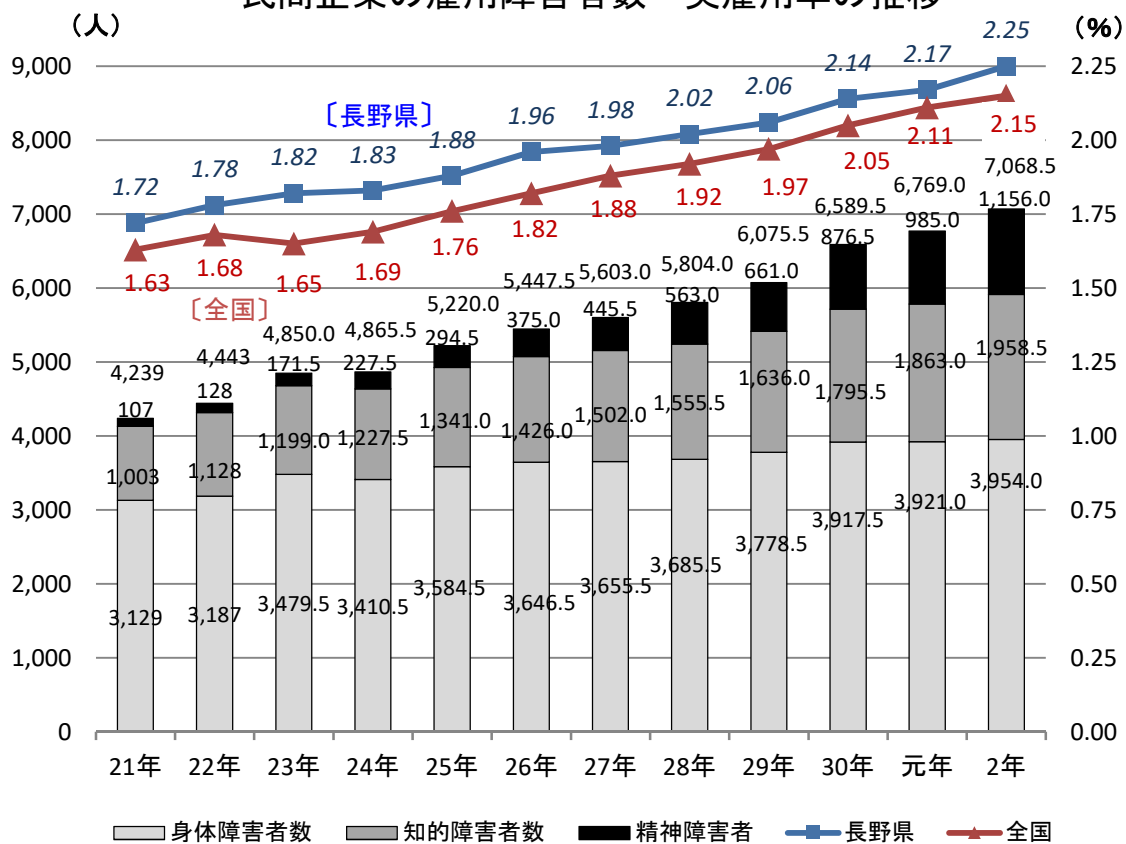
雇用障害者数は、製造業が最も多く全体の40.9%(同前年42.3%)を占め、次いで医療・福祉20.8%、卸売・小売業12.1%、サービス業5.2%、宿泊業・飲食サービス業4.1%の順となっている。

実雇用率では、生活関連サービス・娯楽業が全体の3.52%で最も高く、次いで医療・福祉3.07%となり、サービス業2.71%、運輸・郵便業2.30%についても法定雇用率を上回っている。製造業においては、2.15%で法定雇用率を下回った。

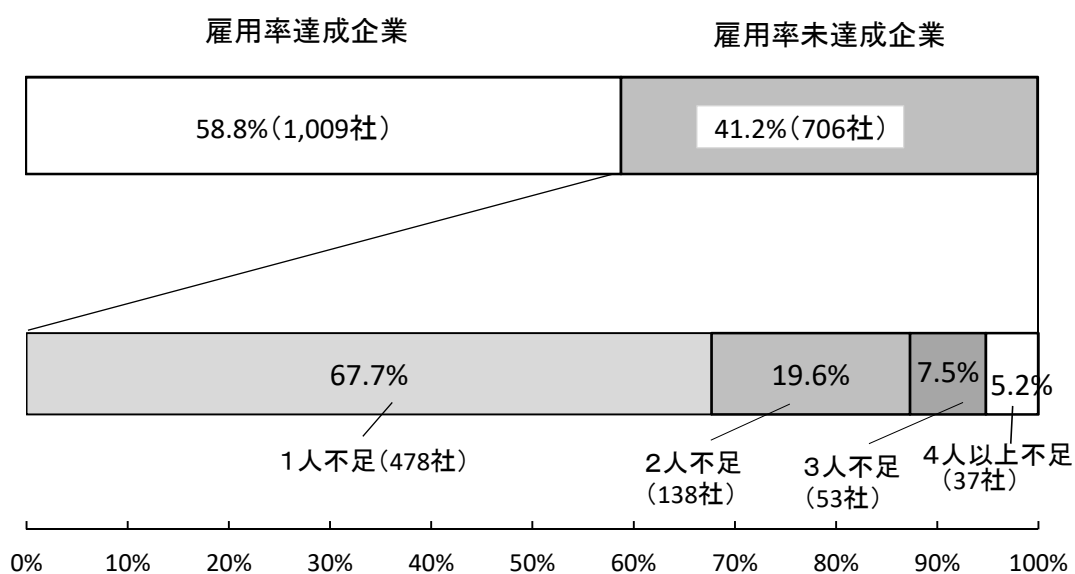
また、法定雇用率達成企業の割合が最も高い産業は医療・福祉71.3%であり、次いで、運輸業・郵便業67.5%、サービス業64.7%、生活関連サービス・娯楽業62.0%、農林漁業60.0%の順で6割を超えている。なお、最も低かった産業は不動産・物品賃借業の29.2%となっている。

グラフで見る障害者の雇用状況

民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



法定雇用率達成企業・未達成企業の割合



第1表 民間企業の雇用状況

令和2年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,715	314,855.0	7,068.5 [5,988]	2.25	2.15	58.8 【1,009】	48.6
	(1,701)	(312,402.0)	(6,769.0) [5,678]	(2.17)	(2.11)	(58.1) 【989】	(48.0)
前年比	0.8%	0.8%	4.4%	0.08	0.04	0.7	0.6

※[]内は実人員、【 】内は達成企業数

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

令和2年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対する 割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
45.5～100 人未満	905	59,704.0	1,346.0	19.0%	2.25	1.74	58.5	45.9	383.5
	(902)	(60,376.5)	(1,243.5)	(18.4%)	(2.06)	(1.71)	(58.3)	(45.5)	(392.0)
前年比	0.3%	-1.1%	8.2%	0.6	0.19	0.03	0.2	0.4	-2.2%
100～300 人未満	597	94,317.5	2,165.5	30.7%	2.30	1.99	61.5	52.4	391.5
	(588)	(93,779.5)	(2,113.5)	(31.2%)	(2.25)	(1.97)	(61.2)	(52.1)	(383.0)
前年比	1.5%	0.6%	2.5%	-0.5	0.05	0.02	0.3	0.3	2.2%
300～500 人未満	107	38,563.5	793.0	11.2%	2.06	2.02	53.3	44.1	115.5
	(109)	(39,740.5)	(782.0)	(11.5%)	(1.97)	(1.98)	(48.6)	(43.9)	(149.0)
前年比	-1.8%	-3.0%	1.4%	-0.3	0.09	0.04	4.7	0.2	-22.5%
500～1,000 人未満	80	53,257.0	1,133.0	16.0%	2.13	2.15	47.5	46.7	129.0
	(77)	(51,681.5)	(1,059.5)	(15.7%)	(2.05)	(2.11)	(41.6)	(43.9)	(140.5)
前年比	3.9%	3.0%	6.9%	0.3	0.08	0.04	5.9	2.8	-8.2%
1,000人以上	26	69,013.0	1,631.0	23.1%	2.36	2.36	69.2	60.0	41.5
	(25)	(66,824.0)	(1,570.5)	(23.2%)	(2.35)	(2.31)	(72.0)	(54.6)	(46.5)
前年比	4.0%	3.3%	3.9%	-0.1	0.01	0.05	-2.8	5.4	-10.8%
計	1,715	314,855.0	7,068.5	100.0%	2.25	2.15	58.8	48.6	1061.0
	(1,701)	(312,402.0)	(6,769.0)	(100.0%)	(2.17)	(2.11)	(58.1)	(48.0)	(1111.0)
前年比	0.8%	0.8%	4.4%		0.08	0.04	0.7	0.6	-4.5%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

令和2年6月1日現在
()内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	10	840.5	15.5	0.2%	1.6	1.84	2.33	60.0	58.0	4.0
	(11)	(900.0)	(17.5)	(0.3%)	(1.6)	(1.94)	(2.54)	(63.6)	(60.0)	(5.0)
前 年 比	-9.1%	-6.6%	-11.4%	-0.1	0.0	-0.10	-0.21	-3.6	-2.0	-1.0
建 設 業	79	8,587.0	152.0	2.2%	1.9	1.77	1.93	57.0	48.3	45.5
	(77)	(8,797.5)	(160.5)	(2.4%)	(2.1)	(1.82)	(1.88)	(55.8)	(48.0)	(46.5)
前 年 比	2.6%	-2.4%	-5.3%	-0.2	-0.2	-0.05	0.05	1.2	0.3	-1.0
製 造 業	663	134,313.0	2,888.0	40.9%	4.4	2.15	2.16	59.0	55.0	406.5
	(661)	(133,961.5)	(2,861.0)	(42.3%)	(4.3)	(2.14)	(2.12)	(58.5)	(53.9)	(416.0)
前 年 比	0.3%	0.3%	0.9%	-1.4	0.1	0.01	0.04	0.5	1.1	-9.5
情 報 通 信 業	44	6,974.5	109.0	1.5%	2.5	1.56	1.77	43.2	27.6	34.0
	(45)	(6,943.0)	(103.5)	(1.5%)	(2.3)	(1.49)	(1.74)	(35.6)	(26.9)	(38.5)
前 年 比	-2.2%	0.5%	5.3%	0.0	0.2	0.07	0.03	7.6	0.7	-4.5
運 輸 業・ 郵 便 業	83	10,645.0	244.5	3.5%	2.9	2.30	2.23	67.5	54.6	39.0
	(88)	(10,774.0)	(241.5)	(3.6%)	(2.7)	(2.24)	(2.19)	(65.9)	(54.4)	(38.0)
前 年 比	-5.7%	-1.2%	1.2%	-0.1	0.2	0.06	0.04	1.6	0.2	1.0
卸 売 ・ 小 売 業	222	44,475.5	856.5	12.1%	3.9	1.93	2.00	51.8	38.8	179.5
	(219)	(42,688.0)	(776.0)	(11.5%)	(3.5)	(1.82)	(1.94)	(48.4)	(38.1)	(194.5)
前 年 比	1.4%	4.2%	10.4%	0.6	0.4	0.11	0.06	3.4	0.7	-15.0
金 融 ・ 保 険 業	19	9,774.0	173.5	2.5%	9.1	1.78	2.15	36.8	41.0	35.5
	(19)	(9,982.5)	(171.0)	(2.5%)	(9.0)	(1.71)	(2.10)	(21.1)	(38.7)	(44.0)
前 年 比	0.0%	-2.1%	1.5%	0.0	0.1	0.07	0.05	15.7	2.3	-8.5
不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	24	2,714.0	30.0	0.4%	1.3	1.11	1.81	29.2	34.3	23.0
	(24.0)	(2,597.5)	(28.5)	(0.4%)	(1.2)	(1.10)	(1.75)	(20.8)	(33.8)	(21.5)
前 年 比	0.0%	4.5%	5.3%	0.0	0.1	0.01	0.06	8.4	0.5	1.5
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	22	2,529.0	30.0	0.4%	1.4	1.19	2.00	31.8	34.2	20.0
	(24)	(2,579.5)	(26.0)	(0.4%)	(1.1)	(1.01)	(1.93)	(29.2)	(33.6)	(25.0)
前 年 比	-8.3%	-2.0%	15.4%	0.0	0.3	0.18	0.07	2.6	0.6	-5.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	49	13,712.0	288.0	4.1%	5.9	2.10	2.11	55.1	46.9	32.0
	(51)	(13,371.0)	(290.5)	(4.3%)	(5.7)	(2.17)	(2.06)	(60.8)	(46.1)	(26.0)
前 年 比	-3.9%	2.6%	-0.9%	-0.2	0.2	-0.07	0.05	-5.7	0.8	6.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	50	5,882.5	207.0	2.9%	4.1	3.52	2.33	62.0	42.5	25.5
	(42)	(5,563.0)	(192.5)	(2.8%)	(4.6)	(3.46)	(2.32)	(59.5)	(41.7)	(25.5)
前 年 比	19.0%	5.7%	7.5%	0.1	-0.5	0.06	0.01	2.5	0.8	0.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	24	2,666.0	42.0	0.6%	1.8	1.58	1.71	45.8	38.3	16.5
	(25)	(2,692.5)	(36.5)	(0.5%)	(1.5)	(1.36)	(1.69)	(44.0)	(37.5)	(18.5)
前 年 比	-4.0%	-1.0%	15.1%	0.1	0.3	0.22	0.02	1.8	0.8	-2.0
医 療 ・ 福 祉	282	47,856.5	1,471.0	20.8%	5.2	3.07	2.78	71.3	62.1	103.5
	(276)	(47,073.0)	(1,322.0)	(19.5%)	(4.8)	(2.81)	(2.73)	(73.9)	(61.6)	(107.0)
前 年 比	2.2%	1.7%	11.3%	1.3	0.4	0.26	0.05	-2.6	0.5	-3.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	21	9,642.5	181.0	2.6%	8.6	1.88	2.05	38.1	43.7	35.0
	(21)	(10,093.5)	(179.0)	(2.6%)	(8.5)	(1.77)	(1.98)	(28.6)	(42.7)	(39.5)
前 年 比	0.0%	-4.5%	1.1%	0.0	0.1	0.11	0.07	9.5	1.0	-4.5
サ ー ビ ス 業	116	13,679.0	371.0	5.2%	3.2	2.71	2.10	64.7	46.4	57.5
	(111)	(13,809.5)	(352.0)	(5.2%)	(3.2)	(2.55)	(2.09)	(66.7)	(46.0)	(63.5)
前 年 比	4.5%	-0.9%	5.4%	0.0	0.0	0.16	0.01	-2.0	0.4	-6.0
そ の 他	7	564.0	9.5	0.1%	1.4	1.68	2.29	42.9	49.4	4.0
	(7)	(576.0)	(11.0)	(0.2%)	(1.6)	(1.91)	(2.24)	(71.4)	(49.4)	(2.0)
前 年 比	0.0%	-2.1%	-13.6%	-0.1	-0.2	-0.23	0.05	-28.5	0.0	2.0
計	1,715	314,855.0	7,068.5	100.0%	4.1	2.25	2.15	58.8	48.6	1,061.0
	(1,701)	(312,402.0)	(6,769.0)	(100.0%)	(4.0)	(2.17)	(2.11)	(58.1)	(48.0)	(1,111.0)
前 年 比	0.8%	0.8%	4.4%		0.1	0.08	0.04	0.7	0.6	-4.5% (-50)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。
※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

都道府県別の実雇用率等の状況（令和2年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	2.15	0.04	全国	48.6	0.6	49,956	102,698
1	奈良	2.83	0.04	佐賀	68.9	0.2	417	605
2	沖縄	2.74	0.08	島根	68.0	△1.5	395	581
3	佐賀	2.65	0.04	秋田	63.8	3.4	491	769
4	山口	2.61	0.02	宮崎	63.6	0.6	538	846
5	長崎	2.61	0.07	鳥取	63.0	4.4	298	473
6	島根	2.59	0.10	長崎	62.7	1.4	638	1,017
7	大分	2.55	△0.03	高知	62.7	1.2	334	533
8	和歌山	2.53	0.07	徳島	62.7	1.9	326	520
9	宮崎	2.52	0.07	奈良	62.5	2.7	424	678
10	福井	2.44	0.09	沖縄	62.2	2.9	631	1,014
11	岡山	2.44	△0.01	鹿児島	62.0	1.6	792	1,278
12	鹿児島	2.44	0.04	和歌山	61.6	△0.5	380	617
13	高知	2.40	0.04	大分	60.8	△1.5	531	874
14	鳥取	2.37	0.09	三重	59.0	0.7	722	1,224
15	北海道	2.35	0.08	新潟	59.0	1.2	1,160	1,966
16	石川	2.35	0.07	福井	58.9	1.8	435	739
17	熊本	2.35	0.03	熊本	58.9	2.0	758	1,288
18	青森	2.30	0.01	長野	58.8	0.7	1,009	1,715
19	埼玉	2.30	0.08	山口	58.6	1.0	561	958
20	滋賀	2.29	0.01	栃木	57.4	1.1	732	1,276
21	愛媛	2.29	0.07	岩手	57.0	0.4	582	1,021
22	岩手	2.28	0.01	富山	56.9	0.8	601	1,057
23	三重	2.28	0.02	群馬	56.6	0.6	887	1,567
24	広島	2.25	0.07	石川	56.4	△0.3	621	1,101
25	秋田	2.25	0.11	滋賀	56.2	0.5	497	885
26	長野	2.25	0.08	山梨	56.2	0.2	349	621
27	京都	2.24	0.01	福島	55.7	1.0	811	1,456
28	徳島	2.22	△0.04	香川	55.7	0.0	486	873
29	兵庫	2.21	0.05	岐阜	54.5	△0.8	880	1,616
30	茨城	2.19	0.05	青森	54.1	△1.0	536	991
31	静岡	2.19	0.04	岡山	53.6	0.8	789	1,471
32	栃木	2.18	0.11	山形	53.6	0.4	508	947
33	福岡	2.18	0.06	京都	53.1	0.5	1,005	1,893
34	宮城	2.17	0.06	愛媛	52.8	△0.9	557	1,055
35	新潟	2.17	0.05	福岡	52.8	2.2	2,086	3,954
36	岐阜	2.17	0.00	静岡	52.3	0.6	1,603	3,064
37	福島	2.16	0.05	茨城	52.1	1.7	853	1,637
38	群馬	2.16	0.02	千葉	51.9	0.3	1,362	2,626
39	神奈川	2.13	0.04	宮城	51.4	1.0	786	1,529
40	富山	2.13	0.05	北海道	50.9	0.5	1,900	3,734
41	千葉	2.12	0.01	兵庫	50.9	△0.1	1,771	3,481
42	大阪	2.12	0.04	埼玉	49.5	0.7	1,729	3,494
43	山形	2.11	0.02	広島	49.0	0.9	1,155	2,356
44	愛知	2.08	0.06	神奈川	47.4	0.9	2,280	4,815
45	香川	2.08	0.03	愛知	47.2	1.0	3,027	6,407
46	山梨	2.05	0.02	大阪	43.8	0.7	3,674	8,396
47	東京	2.04	0.04	東京	32.5	0.5	7,049	21,680

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者のみ(重度身体障害者はダブルカウント)(～昭和62年まで) 	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5			
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(昭和63年～平成4年まで) 	昭和62年「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1			
11	1.70	1.49	54.8	44.7	1.8%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者(平成5年～平成17年まで) 	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9			
21	1.72	1.63	54.9	45.5	2.0%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度はダブルカウント) 知的障害者(重度はダブルカウント) 精神障害者 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者である短時間労働者(0.5カウント)(平成18年～平成22年まで) 	除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～)
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7			
26	1.96	1.82	57.2	44.7			
27	1.98	1.88	59.5	47.2			
28	2.02	1.92	60.2	48.8			
29	2.06	1.97	60.9	50.0			
30	2.14	2.05	56.5	45.9			
令和元	2.17	2.11	58.1	48.0	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度はダブルカウント) 知的障害者(重度はダブルカウント) 精神障害者 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者である短時間(0.5カウント) 身体障害者である短時間(0.5カウント) 知的障害者である短時間(0.5カウント)(平成23年～) ※平成30年より精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。	雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～)
2	2.25	2.15	58.8	48.6			

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2%
(45.5人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5%
[労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5%
(40人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4%
(42人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{aligned}
 & \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 & + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船舶用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶電航等の事業	90%	80%